

2022年5月6日

各位

会社名 株式会社オリエントコーポレーション
代表者 代表取締役社長 飯盛 徹夫
(コード番号: 8585、東証プライム)
問合せ先 財務部 I R 室長 西田 隆浩
(TEL. 03-5877-1111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月24日に開催予定の当社第62期定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 監査等委員会設置会社移行に係る定款変更

当社は、2022年3月25日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社に移行するため、定款の一部を次のとおり変更するものであります。

- ①「監査等委員会」を置くことその他「監査等委員会」に関する規定を新設し、併せて、「監査役」「監査役会」に関する規定を削除するものであります。(変更案第4条及び第32条から第34条並びに現行定款第31条から第38条)。
- ②「監査等委員である取締役」に関する規定を新設するものであります。また、取締役の員数を適正規模にすべく、取締役の定員を20名以内から、「取締役(監査等委員である者を除く。)」は10名以内、「監査等委員である取締役」は7名以内とするものであります。(変更案第20条から第22条)。
- ③取締役会の決議によって重要な業務執行(会社法第399条の13第5項各号に定める事項を除きます。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨の規定を新設するものであります(変更案第26条)。
- ④上記に伴い、関連する規定の修正・削除、条数の変更その他所要の変更を行うものであります(変更案第23条、第25条、第30条及び附則第1条)。

(2) 株式併合に伴う発行可能株式総数に係る定款変更

本日公表の「株式併合に関するお知らせ」における株式併合に係る議案が第62期定時株主総会において原案どおり承認可決されることを条件として、株式併合に伴い、併合割合を勘案し、普通株式に係る発行可能株式総数を変更するものであります(変更案第6条及び附則第3条)。

なお、上記発行可能株式総数の変更は、会社法第182条第2項に基づき、本株式併合の効力発生に伴って実施されます。

(3) 上記以外の変更

- ①「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行される予定ですので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - a. 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - b. 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - c. 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - d. 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則第2条を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。
- ②当社の新規事業の展開、業務範囲の拡大に備えるため、事業目的を一部追加、変更するものであります(変更案第2条第1項第10号、第12号及び第22号)。
- ③経営体制の安定性の観点から、取締役社長が不測の事態で欠けた場合、あらかじめ取締役会が定めた順序に従い、他の取締役が株主総会及び取締役会を招集し、他の取締役が議長になることを明確にするものであります(変更案第16条及び第24条)。
- ④取締役会からの権限委譲の一環として、取締役会から委任を受けた取締役が、株主名簿管理人、その事務取扱場所並びに株式取扱規則を定めることができる旨規定を変更するものであります(変更案第11条及び第12条)。
- ⑤当社I種優先株式につきましては、2021年11月15日に消却を完了していることから、I種優先株式に関する規定を削除するとともに、発行可能株式総数を変更するものであります(現行定款第6条、第8条、第12条の2及び第19条の2)。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程(予定)

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月24日(金曜日)

定款変更の効力発生日 2022年6月24日(金曜日)

※ ただし、一部の規定の変更は、変更案附則第2条第1項に定める日から効力を生じる予定です。また、変更案第6条における発行可能株式総数は、本株式併合に係る議案が2022年6月24日開催予定の第62期定時株主総会において承認可決された場合、会社法第182条第2項に基づき、本株式併合の効力発生に伴って、2022年10月1日に更に変更される予定です(変更案附則第3条)。

以 上

(下線部分が変更箇所です。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は下記の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～9. (条文省略)</p> <p>10. 売掛債権、手形の買取及び総合管理業務</p> <p>11. (条文省略)</p> <p>12. 売掛債権、手形の記帳事務代行業務</p> <p>13～21. (条文省略)</p> <p>22. 証券仲介業</p> <p>23～40. (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は <u>1,965,000,000株</u> とし、このうち <u>1,825,000,000株は普通株式、140,000,000株はI種優先株式</u> とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の普通株式の単元株式数は <u>100株</u> とし、<u>I種優先株式の単元株式数は1,000株</u> とする。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱い及び株主の権利の行使に関する手続きは、法令又は本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規則</u>による。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は下記の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～9. (現行どおり)</p> <p>10. 売掛債権、手形、<u>電子記録債権</u>の買取及び総合管理業務</p> <p>11. (現行どおり)</p> <p>12. 売掛債権、手形及び<u>電子記録債権</u>の記帳事務代行業務</p> <p>13.～21. (現行どおり)</p> <p>22. <u>金融商品</u>仲介業</p> <p>23.～40. (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>(削除)</p> <p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は <u>1,825,000,000株</u> とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は <u>100株</u> とする。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。</u></p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱い及び株主の権利の行使に関する手続きは、法令又は本定款のほか、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規則</u>による。</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="150 237 392 264">第2章の2 優先株式</p> <p data-bbox="150 300 328 327">(I種優先株式)</p> <p data-bbox="150 331 759 389">第12条の2 当社の発行するI種優先株式の内容は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="150 425 354 452">(I種優先配当金)</p> <p data-bbox="150 456 778 1070">1. 当社は平成22年4月1日(但し、同日に開始する事業年度以前の事業年度において第40条に定める剰余金の配当を行うときは、当該事業年度の初日とする。以下「優先配当開始事業年度初日」という。)以降、第40条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録されたI種優先株式を有する株主(以下「I種優先株主」という。)又はI種優先株式の登録株式質権者(以下「I種登録株式質権者」という。)に対し、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、I種優先株式1株当たり、I種優先株式1株当たりの払込金額(1,000円)に、それぞれの事業年度ごとに本項第2号に定める年率(以下「I種配当年率」という。)を乗じて算出した額の配当金(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。以下「I種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該事業年度において本条第2項に定めるI種優先中間配当金を支払ったときは、当該I種優先中間配当金を控除した額とする。</p> <p data-bbox="150 1106 785 1227">② I種配当年率は、優先配当開始事業年度初日以降、次回年率修正日の前日までの各事業年度について、以下に掲げる事業年度の区分に応じて、対応する各算式により計算される年率とする。</p> <p data-bbox="172 1263 778 1321">平成29年3月31日までに終了する事業年度：I種配当年率＝日本円TIBOR(6ヵ月物)＋1.00%</p> <p data-bbox="172 1357 778 1447">平成30年3月31日に終了する事業年度：I種配当年率＝日本円TIBOR(6ヵ月物)＋1.00%×122÷365＋2.75%×243÷365</p> <p data-bbox="172 1482 778 1541">平成30年4月1日以降に終了する事業年度：I種配当年率＝日本円TIBOR(6ヵ月物)＋2.75%</p> <p data-bbox="172 1545 785 1603">I種配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p> <p data-bbox="150 1639 778 1720">・年率修正日は、優先配当開始事業年度初日以降の毎年4月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。</p> <p data-bbox="150 1756 785 2033">・日本円TIBOR(6ヵ月物)は、各事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)及びその直後の(但し、本条第5項第2号に基づく取得価額の計算のためにI種優先配当金又は修正加算額を算出する場合は、その取得日の直前の)10月1日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の2時点において、午前11時における日本円6ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。</p>	<p data-bbox="1082 201 1152 228">変更案</p> <p data-bbox="1082 237 1174 264">(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>・日本円 TIBOR (6 ヶ月物) が公表されていなければ、同日 (当日が銀行休業日の場合は前営業日) ロンドン時間午前 11 時におけるユーロ円 6 ヶ月物 ロンドン・インター・バンク・オファード・レート (ユーロ円 LIBOR 6 ヶ月物 (360 日ベース)) として英国銀行協会 (BBA) によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円 TIBOR (6 ヶ月物) に代えて用いるものとする。</p> <p>③ ある事業年度において I 種優先株主又は I 種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が I 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>④ 当社は、優先配当開始事業年度初日以降、I 種優先配当金が支払われた後に分配可能額があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、I 種優先配当金 (I 種優先中間配当金を含む。) と 1 株につき同額に至るまで剰余金の配当 (中間配当を含む。) を行うことができ、さらに分配可能額について剰余金の配当 (中間配当を含む。) を行うときは、I 種優先株主又は I 種登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に対し、1 株につき同額の配当財産を交付する。</p> <p>(I 種優先中間配当金)</p> <p>2. 当社は、優先配当開始事業年度初日以降、第 41 条に定める中間配当を行うときは、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された I 種優先株主又は I 種登録株式質権者に対し、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、I 種優先株式 1 株につき各事業年度における I 種優先配当金の 2 分の 1 の額の金銭 (以下「I 種優先中間配当金」という。) を支払う。但し、平成 30 年 3 月 31 日に終了する事業年度における I 種優先中間配当金の額は、I 種優先株式 1 株当たりの払込金額 (1,000 円) に、当該事業年度にかかる日本円 TIBOR (6 ヶ月物) の 2 分の 1 に 0.7938% を加えた比率を乗じて算出した額 (円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を四捨五入する。) とする。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>3. 当社の残余財産を分配するときは、I 種優先株主又は I 種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、I 種優先株式 1 株につき 1,000 円を支払う。</p> <p>② I 種優先株主又は I 種登録株式質権者に対しては、前記のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>(議決権)</p> <p>4. I 種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p>	<p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(強制取得(強制償還))</u></p> <p>5. 当会社はいつでも、I種優先株式の全部又は一部を取得することができるものとし、当会社はかかるI種優先株式を取得するのと引換えに、本項第2号に定める額の金銭を交付するものとする。I種優先株式の一部を取得する場合、取得される株式は按分比例により決定する。</p> <p>②前号に基づくI種優先株式の取得と引換えに交付する金銭の額は、1株につき1,050円に、優先配当開始事業年度初日以降は取得日の属する事業年度におけるI種優先配当金の額を当該事業年度の初日から取得日までの日数(初日及び取得日を含む。)で日割計算した額(但し、取得日が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間の日である場合には以下に定める修正加算額とする。いずれも円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)を加算した額とする。但し、取得日の属する事業年度においてI種優先中間配当金を既に支払ったときは、その額を控除した金額とする。</p> <p>修正加算額 = I種優先株式1株当たりの払込金額 $(1,000 \text{円}) \times (a1 \times b \div 365 + a2 \times c \div 365)$</p> <p>なお、上記算式における各記号は以下の意味を有する。 a1 = 平成30年3月31日に終了する事業年度にかかる日本円TIBOR(6ヵ月物) + 1.00% b = 平成29年4月1日から取得日までの日数(平成29年4月1日及び取得日を含む。但し、平成29年8月1日以降の日数を除く。) a2 = 平成30年3月31日に終了する事業年度にかかる日本円TIBOR(6ヵ月物) + 2.75% c = 平成29年8月1日から取得日までの日数(平成29年8月1日及び取得日を含む。但し、取得日が平成29年7月31日以前の場合には、零とする。)</p> <p><u>(株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等)</u></p> <p>6. 当会社は法令に定める場合を除き、I種優先株式について株式の併合、分割又は無償割当ては行わない。</p> <p>②当会社はI種優先株主には、募集株式、募集新株予約権又は募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第16条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>(削 除)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第16条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるとき又は欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>(種類株主総会)</p> <p>第19条の2 第13条(定時株主総会の招集)、第14条(招集地)、第15条(定時株主総会の基準日)、第16条(招集権者及び議長)、第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)、第18条(決議の方法)及び第19条(議決権の代理行使)の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>(員 数)</p> <p>第20条 当社の取締役は20名以内とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(員 数)</p> <p>第20条 当社の取締役(監査等委員である者を除く。)は、10名以内とする。</p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役は、7名以内とする。</p>
<p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は株主総会で選任する。</p> <p>2. ～3. (条文省略)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会で選任する。</p> <p>2. ～3. (現行どおり)</p>
<p>(任 期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(任 期)</p> <p>第22条 取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>2. 増員又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第 23 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副会長、取締役副社長各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 26 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会規則) 第 27 条 (条文省略)</p> <p>(執行役員及び顧問) 第 28 条 (条文省略)</p>	<p>3. 増員又は任期の満了前に退任した取締役(監査等委員である者を除く。)の補欠として選任された取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、在任取締役(監査等委員である者を除く。)の任期の満了する時までとする。</p> <p>4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第 23 条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である者を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である者を除く。)の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副会長、取締役副社長各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるとき又は欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第 26 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会規則) 第 28 条 (現行どおり)</p> <p>(執行役員及び顧問) 第 29 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(報酬等) <u>第29条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等) <u>第30条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(取締役の責任免除) <u>第30条</u> (条文省略)</p>	<p>(取締役の責任免除) <u>第31条</u> (現行どおり)</p>
<p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(員 数) <u>第31条</u> 当会社の監査役は6名以内とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(選任方法) <u>第32条</u> 監査役は株主総会で選任する。 <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(任 期) <u>第33条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(常勤の監査役) <u>第34条</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の招集通知) <u>第35条</u> 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会規則) <u>第36条</u> 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(報酬等) <u>第37条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第 38 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、</u> <u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の</u> <u>決議によって免除することができる。</u> <u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査</u> <u>役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、</u> <u>法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することが</u> <u>できる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第 32 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等</u> <u>委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第 33 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに</u> <u>各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるとき</u> <u>は、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経</u> <u>ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会規則)</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第 34 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款の</u> <u>ほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則によ</u> <u>る。</u></p>
<p>第 6 章 計 算 (事業年度)</p>	<p>第 6 章 計 算 (事業年度)</p>
<p><u>第 39 条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第 35 条</u> (現行どおり)</p>
<p>(剰余金の配当)</p>	<p>- (剰余金の配当)</p>
<p><u>第 40 条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第 36 条</u> (現行どおり)</p>
<p>(中間配当)</p>	<p>- (中間配当)</p>
<p><u>第 41 条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第 37 条</u> (現行どおり)</p>
<p>(配当財産の除斥期間)</p>	<p>- (配当財産の除斥期間)</p>
<p><u>第 42 条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第 38 条</u> (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p>	<p>附 則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第62期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議によって、法令の定める限度において免除することができる。</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第2条 現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第17条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である令和4年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> <p><u>(発行可能株式総数に関する経過措置)</u></p> <p>第3条 変更案第6条（発行可能株式総数）は、令和4年10月1日付で、以下のとおり更に変更するものとする。なお、本附則は、かかる変更の時をもってこれを削除する。</p> <p><u>(発行可能株式総数)</u></p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、182,500,000株とする。</p>
<p>(新 設)</p>	
<p>(新 設)</p>	